

経済産業省

20240510保局第1号

令和6年5月20日

公益社団法人全国火薬類保安協会

会長 宮道 建臣 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 辻本 圭助



令和6年度火薬類危害予防週間の実施について

火薬類危害予防週間は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、火薬類事故発生件数の増加する7月～8月を控えた毎年6月10日～16日に実施しております。

つきましては、別紙のとおり「令和6年度火薬類危害予防週間実施要領」を定めましたので、貴会におかれましては傘下会員にその趣旨を周知していただき、当該要領に基づき、上記期間を中心とする期間に、各地の実情に即した取組を開催する等、火薬類の危害予防の徹底に努めるようお願いいたします。

なお、火薬類の危害予防意識の徹底を図るため、ポスターを別途送付しますので、関係者への配布、掲示等により危害予防の意識高揚に努められるようお願いいたします。

令和6年度火薬類危害予防週間実施要領

令和6年5月20日
経済産業省

1. 目的

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、各地の実情に即した取組を行い、火薬類の危害予防意識の高揚を図る。

2. 期間

本年度は、令和6年6月10日（月）から6月16日（日）まで実施する。

（火薬類危害予防週間は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、火薬類事故発生件数の増加する7月～8月を控えた毎年6月10日～16日までの7日間に実施）

3. 実施機関

経済産業省（産業保安グループ、各産業保安監督部）、各都道府県及び各指定都市、公益社団法人全国火薬類保安協会、各都道府県火薬類保安協会、公益社団法人日本煙火協会、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会

4. 実施事項

各実施機関は、本年度の「火薬類危害予防週間」の実施に当たって、①法令遵守の徹底、②火薬類の保安管理体制の再確認、③危害予防及び自主保安に関する意識高揚を図るため、以下の取組を行う。

（1）関係者における法令遵守の徹底

- ・関係法令、規定等の遵守徹底
- ・危害予防規程及び各現場における作業手順・安全対策等の再確認
- ・製造、消費、廃棄等の各現場における作業開始前の手順や現状確認の徹底。特に煙火等の使用前には使用機材の劣化等の有無や、その使用方法が適切かどうかについて十分に確認することを徹底させる（令和6年4月26日付20240418保局第1号の注意喚起文書参照）。

（2）保安管理体制の再確認

- ・事故・災害発生時の社内連絡体制、役割分担等の対応について再確認。
- ・産業保安監督部や都道府県等の担当部署との事故・災害発生時における連絡体制の再確認。

(3) 危害予防及び自主保安に関する意識高揚

- ・全国で発生した過去の事故事例を踏まえ、想定される事故リスクの洗い出しや、安全対策・保安教育等の実施。

※過去の事故事例については、経済産業省HPで公表されている「火薬類事故防止対策委託事業報告書」から確認することができます。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/jiko_jyouhou/index.html(※2024/3/31 時点情報)

- ・火薬類危害予防週間のポスターの配布・掲示。

5. その他

- ・産業保安監督部及び都道府県等においては、立入検査や事業者が行う定期自主検査への立会などを通じて、火薬類危害予防週間期間外にあっても、火薬類に関する保安水準向上に向けた指導を行う。
- ・大雨や台風、地震等を始めとする自然災害発生時の対応についても、当該期間中に再確認を行う。